

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	対応状況
1	2号機PCV内部調査について	<ul style="list-style-type: none"> V章 本文 添付2, 添付3, 添付7(新規記載) 	H30.7.25	廃炉発官30 第139号	と重複	<p>○線量評価について、評価の取り纏めを完了。 ○補正準備中</p> <p>【経緯】 <2018> ○7/25に変更認可申請、初回面談実施。1号機と同様のコメントをいただいております、9/13に面談にて回答。 ○下記コメントについて、9/27面談にて回答。 ・2重シール部の構造と漏えい有無の確認方法を示すこと ・原子炉建屋エリアのダストについて、局排要否の判断基準を示すこと。 ○10/31に面談実施。下記コメントをいただいております、10/18に面談にて回答。 ・局所排風機の吸い口をどこに置るか、各作業ステップの特徴から主旨を説明すること。 ・バウンダリの損傷検知の手法について(2重リング間の圧力監視、ダスト監視)、使い分ける思想を説明すること。 <2019> ○1/18に補正および面談実施。 ○1/18面談にて下記コメントをいただいております、1/30の面談にて回答。一部未回答の内容について2/15に面談にて回答。 ・工事中断を判断するダスト濃度基準 ・調査終了後のバウンダリ・設備をどういった形で残すのか。 ○4/3に下記コメントをいただいております、4/18の面談にて回答。 ・面談資料「著しい漏えいがないこと」について、「漏えいがないこと」との違いを定量的に説明すること。 ・バウンダリ機能について、説明すること。 ・各部屋との接続について、設計の詳細を説明すること。 ・窒素加圧と空気置換について、使用気体を使い分けている考え方を説明すること。 ・今回の調査の目的と調査事項について、その詳細を説明すること。 ・内部調査時の窒素封入について、その目的や封入量など、その詳細を説明すること。 ・被ばく低減対策については、1号機の内部調査の申請の説明に準じ、説明すること。 ○1号と同様に被ばく評価の見直しを実施中。別途補正を提出予定。 ○4/18の面談にて下記コメントをいただいております、4/19に回答。 ・ペDESTAL内複数箇所にてガンマ線量率を測定し、堆積物表面のガンマ線量率を評価すること。 ○4/26に下記コメントをいただいております、5/22の面談にて回答。 ・γ線の測定のため、どんな測定器を使用するのか、どの箇所を測定するのか説明すること。 ○5/22、6/25の面談にて下記コメントをいただいております、8/28の面談にて回答。 ・少量サンプリングをどこから、どのようなものを採取するのか説明すること。 ・バウンダリが機能しなくなった時の対応策について説明すること。 ○線量評価の対応状況について、8/28の面談にて説明。 ○3/26の面談にて、『AWJによるダスト飛散に係るデータ拡充試験の状況』を説明。 ○6/18に面談を実施。</p>
2	緊急時の対応及び火災への対応に関する記載の変更	<ul style="list-style-type: none"> II章 1.13 本文 III章 第3編 1.2 本文 別冊集目次 別冊10(削除) 	<p>R1.8.1</p> <p>R2.1.30</p> <p>R2.6.10</p> <p>R2.7.2</p>	<p>廃炉発官R1 第71号</p> <p>廃炉発官R1 第203号</p> <p>廃炉発官R2 第53号</p> <p>廃炉発官R2 第74号</p>	と重複	<p>○7/2に補正申請を行い、7/7に面談を実施。コメントは頂いていない状況。 ○7/13補正申請。</p> <p>【経緯】 ○8/1に変更認可申請及び面談を実施。 ○8/1の面談にて下記コメントをいただいております、8/26の面談にて回答。 ・消火配管の地盤変位対策について、配管の地上化が完了しているか確認して示すこと。 ・消防ポンプの復旧について、全体的にどのような課題があり、何が出来ていないのか示すこと。 ○8/26の面談にて下記コメントをいただいております、9/25の面談にて回答。 ・これまで説明のあった、誘導灯・避難経路、非常用照明、消火配管・消防ポンプ等について、全体的な方針を整理し、実施計画にどのように反映するのか、考え方を説明すること。 ○1/30に補正提出。併せて面談実施。コメントを頂いていない状況。 ○3/13に以下のコメントを頂いており、4/3の面談にて回答。現在、コメントは頂いていない状況。 ・取り外したバッテリーをプレハブ小屋に保管する目的と保管時の落下防止策を整理し、説明すること。 ○6/10補正申請。</p> <p><参考> 【緊急時の火災対応】 ○6/25に下記コメントをいただいております、8/1の面談にて一部回答。 ・誘導灯について、避難経路の基本的な考え方を示すこと。 ・非常用照明の設置の考え方について、非常用照明の設置の基本的な考え方を示すこと。 上記について方針や考え方があれば、実施計画に記載し、なければ、これを機に定めること。 ・今後、防火帯をどのようにしていくのか、方針を示すこと。 ⇒非常用照明について、引き続き面談にて回答予定。 ○10/11に下記コメントをいただいております、11/7に回答。 ・全交流電源喪失時の避難用照明の考え方について説明すること。</p>

3	3号機 変形燃料用輸送容器の追加	<ul style="list-style-type: none"> II章 2.11 本文 添付2-1-2, 添付2-2-1, 添付2-2-2 別冊7 	R1.8.20	廃炉発官R1 第77号	と重複	<p>○6/12に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/26に面談を実施したが、再度説明することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な損傷燃料の定義を参考に、3号機の破損燃料の定義を説明すること。 ○7/16面談予定。 ○補正準備中。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8/20に変更認可申請及び面談を実施。 ○8/20の面談にて下記コメントをいただいております、9/5の面談にて回答。 7体又は2体の輸送キャスクにした根拠を説明すること。 これまでの許認可範囲、これからの審査・認可される範囲を明確にすること。 ○9/5の面談にて下記コメントをいただいております、10/10の面談にて回答。 共用プールから3号機までの一連の作業をフロー等で示すこと。 ハンドルの変形が大きい燃料について燃料形状を維持していると考えた根拠を示すこと。 ○10/24の面談にて、除熱・遮へいの評価について説明。 ○11/21の面談にて、構造強度・密封性について一部説明。 ○次回面談にて、引き続き構造強度・密封性について説明予定。 ⇒12/6の面談にて説明。 ○1/14面談にて、以下のコメントを回答 実施計画の確認項目を踏まえた使用前検査の実施内容に関して、説明すること。 ○これまで頂いたコメントへの対応事項を整理し、2/27に面談にて説明を行い、以下のコメントを頂いており、6/12の面談にて回答。 輸送容器の一次蓋ボルトのトルク管理について、説明すること。 除熱評価の上限温度について、根拠を説明すること。 ○3/9、3/25に以下のコメントを頂いており、3/30、6/12の面談にて、回答。 安全評価条件において、破損燃料の評価にも関わらず、健全燃料を用いて評価しているのか説明すること。 本申請における破損燃料の定義を整理し、説明すること。 ○3/16に以下のコメントを頂いており、6/12の面談にて回答。 輸送容器に入れる破損燃料の状態を記載すること。 安全評価の結果が破損燃料を考慮しても妥当であることを説明して頂きたい。
4	サブドレン未復旧ビットの復旧(No.49) 1~4号機地下水ドレン移送配管電動弁他設置工事 3号機タービン建屋内サンブ間移送ラインへの逆止弁設置に伴う滞留水移送ラインの変更	<ul style="list-style-type: none"> II章 2.5 添付16 2.6 添付1 2.35 本文 添付1, 添付3, 添付4, 添付7, 添付12, 添付13 III章 第3編 1.7 2.1.2 別冊12 	R1.10.7 R2.1.20 R2.3.6 R2.5.20 R2.6.9 R2.7.10	廃炉発官R1 第123号 廃炉発官R1 第172号 廃炉発官R1 第219号 廃炉発官R2 第45号 廃炉発官R2 第60号 廃炉発官R2 第86号	と重複	<p>○7/10補正申請。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○10/7に変更認可申請及び面談を実施。 ○10/7の面談にて下記コメントをいただいております、11/7の面談に回答。 配管の材質の妥当性について説明すること。 ○1/20補正提出。 ○3/6補正提出。 ○3/30補正申請(1~4号機地下水ドレン移送配管電動弁他設置工事)及び面談実施し、以下のコメントを頂いており、4/21に面談にて回答。 No.49サブドレン復旧による、全体の汲み上げ量はどの程度変わるのか説明すること。 ○4/21の面談ではコメントを頂いていない状況。 ○5/20に補正申請(3号機タービン建屋内サンブ間移送ラインへの逆止弁設置に伴う滞留水移送ラインの変更)。 ○6/9に補正申請を実施。 ○6/10に面談を実施し、コメントは頂いていない状況
5	減容処理設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II章 1.8 本文 2.46(新規記載) 本文, 添付1~12 III章 第1編 附則 添付1 添付2 第2編 附則 添付2 添付2-1 第3編 2.1.3 2.2.2 2.2.4 	R1.12.2	廃炉発官R1 第149号	No.6,12,14 No.6,7,8,10,12,13,14 No.10 No.10 No.6,7,10,12,13,14 No.10 No.10 No.6,12 と重複	<p>○6/15の面談にて以下のコメントを頂いており、7/13の面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型金属処理室での作業内容について、詳細に説明すること。 ○7/13の面談にて以下のコメントを頂いている状況。 電源全停によるダスト飛散することを防止するため、電源の2重化や予備電源の準備、排風機による負圧維持などの検討を行うこと。 ○補正準備中 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○12/21に変更認可申請及び面談を実施。 ○12/13に面談を実施しており、コメントについてその場で回答。 ○12/2、12/19に下記コメントをいただいております、12/25の面談にて回答。 差圧異常高と低の基準と設定根拠について示すこと。 排気の濃度測定について管理基準値について示すこと。 減容処置設備による減容率50%について算出根拠を示すこと。 受け入れるガレキの表面線量率平均1mSv/hをどのように担保するのか示すこと。 空調設備等の電源系統の維持について、冗長性を持たせるのか、持たせない場合はその理由について説明すること。 ○12/25の面談にて、以下のコメントを頂いており、1/30の面談にて回答。 建屋バウンダリとして耐震クラスCとしているが、空調もバウンダリとなると思う。どの範囲まで耐震Cクラスとしているのか、説明すること。 ○1/30の面談にて、以下のコメントを頂いており、3/9に面談にて回答を行ったが、再検討することとなり、6/15の面談にて回答。 受入廃棄物の条件(平均表面線量1mSv/h以下)は、耐震クラスを決めることに関係してくるので、実施計画に記載することも含め検討すること。 ベータ線の高い廃棄物の扱いについて、整理し説明すること。

6	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II章 2.5 本文 添付3 2.7 添付2, 添付3 2.47(新規記載) 本文, 添付1~4 III章 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R1.12.24	廃炉発官R1 第171号	No.5,12,14 No.11 No.11 No.5,7,8,9,10,12,13,14 No.5,7,10,12,13,14 No.5,12 と重複	<p>○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいております、1/28に面談にて下線部について、回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 海外調達品の品質確保について、説明すること。 <p>○1/28の面談にて下記コメントをいただいております、回答準備中。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査の考え方について、説明すること。 <p>○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】 —</p>
7	実施計画III章第1・2編の第2条に関する変更	<ul style="list-style-type: none"> III章 第1編 附則 別添(新規記載) 第2編 附則 別添(新規記載) 	R2.3.30	廃炉発官R1 第171号	No.5,6,8,10,12,13,14 No.5,6,10,12,13,14 と重複	<p>○3/30変更認可申請。4/21の審査会合にて、以下のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社長はその役割を果たすだけでなく、結果に責任を負うことが明記されていない。認可するには保安規定条文中にその点の明記が必要。 ○5/28規制委員会に附議され、6/2の審査会合にて規制委員会のコメントを頂いており、7/9のKKの審査会合にて回答。 7項目を遵守することを明確にすること。 リスクに対する体制と業務フローを明確にすること。 <p>○7/9のKKの審査会合にて、以下のコメントを頂いている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「原子力事業者としての基本姿勢」について、社長回答文書と当日の意見交換における議論を守るということを明文化すること。 基本姿勢を品質保証の中で履行することを条文中に明文化すること。 <p>【経緯】</p>
8	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備輸送貯蔵兼用キャスクB増設(その2)	<ul style="list-style-type: none"> II章 2.13 本文, 添付1, 添付6 添付11 III章 第1編 附則 別冊8 	R2.4.16 R2.7.6	廃炉発官R2 第14号 廃炉発官R2 第75号	No.5,6,7,10,12,13,14 と重複	<p>○7/6補正申請。</p> <p>○現状コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】</p> <p>○4/16変更認可申請。4/17面談実施し、以下のコメントを頂いており、6/2の面談にて回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体のスケジュールを具体的に示すこと。 エリアモニタなど計測器の仕様の考え方を説明すること。
9	1号機 原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管空調取替工事 1号機 原子炉格納容器窒素封入ライン他除却工事 1号機燃料プール冷却浄化系ポンプ用電動機取替工事	<ul style="list-style-type: none"> II章 2.2 本文, 添付1, 添付2 添付3, 添付11 2.3 添付8 2.8 本文 別冊3 別冊6 	R2.4.22 R2.5.29	廃炉発官R2 第16号 廃炉発官R2 第51号	と重複	<p>○5/29変更認可申請(1号機燃料プール冷却浄化系ポンプ用電動機取替工事)。6/3に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/24面談にて回答。</p> <p><1号機燃料プール冷却浄化系ポンプ用電動機取替工事></p> <ul style="list-style-type: none"> 工認での評価からどの点が変わったのか説明すること。 <p>○現在コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】</p> <p>○4/22変更認可申請。4/23に面談を実施し、以下のコメントを頂いており6/3の面談にて回答。</p> <p><1号機 原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管空調取替工事></p> <ul style="list-style-type: none"> 取替工事中に運転している系が故障等により停止した場合の措置について、説明すること。 <p><1号機 原子炉格納容器窒素封入ライン他除却工事></p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事の配管の切断箇所や撤去範囲について、より具体的に示すこと。 配管切断作業の内容と、それに伴う計画被ばく線量について説明すること。

10	1～4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域他の変更	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ章 第1編 附則 添付1 添付2 第2編 附則 添付1 添付2 第3編 3.1 	R2.4.27	廃炉発官R2 第20号	<ul style="list-style-type: none"> No.5,6,7,8,12,13,14 No.5 No.5 <ul style="list-style-type: none"> No.5,6,7,12,13,14 No.5 No.5 と重複	<p>○4/27変更認可申請。4/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、5/20の面談にて回答。 ・管理対象区域図の変更に伴い、運用面がどのように変わるのか説明すること。 ○6/23に面談を実施し、コメントは頂いていない状況。</p> <p>【経緯】</p>
11	高性能多核種除去設備使用済吸着塔及びサブドレン使用済み吸着材の再利用	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ章 2.5 本文 添付3 添付19 添付30 Ⅱ章2.16.3 添付7 Ⅱ章2.35 添付11 別冊5 	R2.5.18	廃炉発官R2 第21号	<ul style="list-style-type: none"> No.11 No.11 と重複	<p>○5/18変更認可申請。 ○5/22、6/18に面談を実施し、現在、コメントを頂いていない状況。</p> <p>【経緯】</p>
12	放射性物質分析施設第2棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 Ⅱ章 2.48(新規記載) 本文、添付1～22 Ⅲ章 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R2.5.20 R2.6.30	廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号	<ul style="list-style-type: none"> No.5,6,14 <ul style="list-style-type: none"> No.5,6,7,8,10,13,14 <ul style="list-style-type: none"> No.5,6,7,10,13,14. <ul style="list-style-type: none"> No.5,6 と重複	<p>○5/25、6/4、6/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、6/30の面談にて回答。 ・燃料デブリ取り出しから分析施設での分析するまでの一連の流れを詳細に説明すること。 ○6/24、6/30、7/2面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・外部火災の影響について、説明すること。 ・分析後の廃棄物の扱いについて、説明すること。 ・建物の共振について、問題がないことを説明すること。 ○7/15面談実施予定。</p> <p>【経緯】 ○5/20変更認可申請。</p>
13	放射性廃棄物処理設備の運転を行う協力企業従業員への保安教育内容明確化に伴う保安措置の変更	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ章 第1編 附則 第2編 附則 	R2.5.21	廃炉発官R2第47号	<ul style="list-style-type: none"> No.5,6,7,8,10,12,14 No.5,6,7,10,12,14 と重複	<p>○5/21変更認可申請。 ○6/5、6/19に面談を実施し、現在コメントを頂いていない状況。</p> <p>【経緯】</p>
14	福島第一原子力発電所規則改正に伴う変更	<ul style="list-style-type: none"> 目次 Ⅲ章 第1編 附則 第2編 附則 第3編 1.6 	R2.6.29	廃炉発官R2第71号	<ul style="list-style-type: none"> No.5,6,12 No.5,6,7,8,10,12,13 No.5,6,7,10,12,13 と重複	<p>○6/29変更認可申請し、併せて面談を実施。以下のコメントを頂いている状況。 ・規制要求をどのように実施計画に落とし込んだのか整理し、説明すること。</p> <p>【経緯】</p>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期		備考
①	増設雑固体廃棄物焼却設備 一部設計変更	・II章2.44	R2.7		【概要】 増設雑固体廃棄物焼却設備内に当初設置予定していた前処理エリアについて、設置計画の見直しに伴い実施計画の変更を実施。 申請中の「減容処理設備設置」の補正に反映し申請する予定。
②	サブドレン除鉄装置の設置	・II章2.35	R2.7		【概要】 サブドレンビット稼働の際、地下水中に含まれる鉄分により、系統配管内等へ付着物が発生し、中継タンクから集水タンクへの移送量低下の課題がある。そのため、除鉄装置ユニットを設置し、地下水中の鉄分を除去し、安定移送をおこなうもの。
③	大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架 台他設置	・II章2.45 ・III章第3編2.2	R2.7		【概要】 大型廃棄物保管庫の貯蔵エリアに使用済吸着塔を搬入・保管する為のクレーン及び、使用済吸着塔架台(第二セシウム吸着塔360体分)を設置する。
④	当直体制の見直しに伴う実施計画変更	・III章第1編 ・III章第3編1.2	R2.7		【概要】 現場実態を踏まえた当直体制の変更及び原子力災害や初期消火対応等の応援体制の変更を行う。
⑤	5/6号機サブドレン設備設置	・II章2.6 ・II章2.33 ・II章2.35 ・III章第3編1.5 ・III章第3編2.1 ・別冊12	R2.8		【概要】 構内全域の地下水流入によるリスク低減への取り組みの一環として、震災以降、稼働停止している5/6号機側サブドレン設備を復旧し、5/6号機建屋への地下水流入量を抑制する。
⑥	メタルクラッド開閉装置における地絡しゃ断 導入に伴う変更	・II章2.7	R2.8		【概要】 メタルクラッド開閉装置(M/C)について、地絡事故発生時に警報による検知としてきたが、警報による検知と合わせ、自動しゃ断を導入する。
⑦	放射性固体廃棄物発生量予測の更新	・III章第3編2.1	R2.8		【概要】 2022年度までの廃棄物発生量予測の更新を行う。

⑧	実施計画Ⅲ章第1編LCO条文見直し	・Ⅲ章第1編	R2.8			【概要】 福島第一廃炉作業内容の変化に応じて、制限事項(LCO)を設定する指標、設定値や条件について、現場の実態に即した形に見直し実施。
⑨	3号機原子炉建屋滞留水移送ポンプの設置	・Ⅱ章2.5 ・Ⅱ章2.6 ・Ⅲ章第3編1.7	R2.8			【概要】 3号機原子炉建屋の滞留水処理について、HPCI室に設置した滞留水移送ポンプにて原子炉建屋全体の水位を低下させてきているが、HPCI室とトラス室の水位連通が緩慢になり、トラス室の水位が他のエリアより高い位置で停滞している状況であり、トラス室に新たに滞留水移送ポンプ及び水位計、配管を設置し、トラス室の水位を低下させる。
⑩	3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)	・Ⅱ章2.11	R2.9			【概要】 3号機使用済燃料プール内の破損燃料の取り扱い方法について実施計画記載の変更。 「共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い」、「1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去」と合わせて申請する予定。
⑪	共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い	・Ⅱ章2.12	R2.9			【概要】 共用プールで天井クレーンを用いて使用済燃料収納缶(大)に入れた使用済燃料を取り扱うため、遮へい水深の確保方法に関する変更。 「3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)」、「1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去」と合わせて申請する予定。
⑫	1号機液体窒素貯留および廃液サージタンク撤去	・Ⅱ章2.11	R2.9			【概要】 1号機燃料取出のためのヤード整備にあたり、1号機脇に設置されている液体窒素貯留と廃液サージタンク撤去を実施。 「3号機 燃料の取扱いに関する記載変更について(破損燃料分)」、「共用プールにおける使用済燃料収納缶(大)の取り扱い」と合わせて申請する予定。
⑬	多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置	・Ⅱ章2.49(新規追加) ・Ⅲ章第1編 ・Ⅲ章第2編 ・Ⅲ章2.2.2	R2.9			【概要】 多核種除去設備(ALPS)及び増設多核種除去設備(増設ALPS)で発生したスラリー(HICで保管中)を安定化(脱水)処理するための設備を設置する。
⑭	放射性物質分析施設第1棟の運用開始に伴う管理対象区域他の変更	・Ⅲ章第1編	R2.9			【概要】 第1棟の運用開始に伴い、現行の実施計画の管理対象区域及び管理区域を変更する。
⑮	No.3.4重油タンク解体	確認中	調整中			【概要】 No.3.4重油タンクおよび関連設備について、今後使用しないことから撤去を実施する。

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

【重複箇所のある案件】

優先度:高

No.10 1~4号機周辺防護施設整備工事に伴う管理対象区域他の変更
Ⅲ章第1編、Ⅲ章第2編

No.5 減容処理設備の設置
目次、Ⅲ章第1編、Ⅲ章第2編、Ⅲ章第3編2.2.2、2.2.4

No.4 サブドレン未復旧ピットの復旧 (No.49)
Ⅱ章2.5、Ⅱ章2.35

No.11 高性能多核種除去設備使用済吸着塔他の再利用
目次、Ⅱ章2.5、Ⅱ章2.35、Ⅲ章第1編、Ⅲ章第2編、Ⅲ章第3編2.2.2

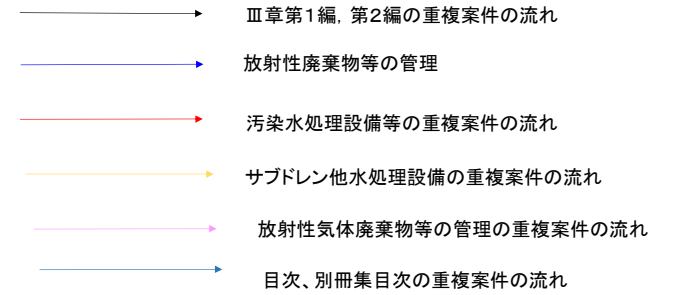
No.3 放射性廃棄物処置設備の運転を行う協力従業員への教育明確化に伴う保安措置の変更
Ⅲ章第1編、Ⅲ章第2編

【重複箇所のない案件】

No.2 緊急時の対応及び火災への対応に関する記載の変更

No.3 3号機 変形燃料用輸送容器の追加

No.9 1号機原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管空調取替工事他



【実施計画一覧表】

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価	1 全体工程	1.1	全体工程 1~4号機の工程
	2 リスク評価	2.1	5-6号機の工程
II 特定原子力施設の設計、設備	1 設計、設備について考慮する事項	2.2	リスク評価の考え方
		2.3	特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価
		2.4	特定原子力施設における主なリスク
		2.5	特定原子力施設の今後のリスク低減対策
		1.1	原子炉等の監視
		1.2	残留熱の除去
		1.3	原子炉格納施設雰囲気監視等
		1.4	不活性雰囲気維持
		1.5	燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理
		1.6	電源の確保
		1.7	電源喪失に対する設計上の考慮
		1.8	放射性固体廃棄物の処理・保管・管理
		1.9	放射性液体廃棄物の処理・保管・管理
		1.10	放射性気体廃棄物の処理・管理
	1.11	放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	
	1.12	作業員の被ばく線量の管理等	
	1.13	緊急時対策	
	1.14	設計上の考慮	
	2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画	2.1	原子炉圧力容器・格納容器注水設備
		2.2	原子炉格納容器内気素封入設備
		2.3	使用済燃料プール設備
		2.4	原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備
		2.5	汚染水処理設備等
		2.6	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋
		2.7	電気系統設備
		2.8	原子炉格納容器ガス管理設備
		2.9	原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器
2.10		放射性固体廃棄物等の管理施設	
2.11		使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	
2.12		使用済燃料共用プール設備	
2.13		使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	
2.14	監視室・制御室		
2.15	放射線管理関係設備等		
III 特定原子力施設の保安	1 運転管理に係る補足説明	2.16.1	多核種除去設備
		2.16.2	増設多核種除去設備
		2.16.3	高性能多核種除去設備
		2.16.4	高性能多核種除去設備検証試験装置
		2.17	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(複固体廃棄物焼却設備)
		2.18	5-6号機に関する共通事項
		2.19	5-6号機 原子炉圧力容器
		2.20	5-6号機 原子炉格納施設
		2.21	5-6号機 制御棒及び制御棒駆動系
		2.22	5-6号機 残留熱除去系
		2.23	5-6号機 非常用炉心冷却系
		2.24	5-6号機 復水補給水系
		2.25	5-6号機 原子炉冷却材浄化系
		2.26	5-6号機 原子炉建屋常用換気系
	2.27	5-6号機 燃料プール冷却浄化系	
	2.28	5-6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備	
	2.29	5-6号機 非常用大気処理系	
	2.30	5-6号機 中央制御室換気系	
	2.31	5-6号機 構内用輸送容器	
	2.32	5-6号機 電源系統設備	
	2.33	5-6号機 放射性液体廃棄物処理系	
2.34	5-6号機 計測制御設備		
2.35	サブドレン他水処理施設		
2.36	雨水処理設備等		
2.37	モバイル型ストロンチウム除去装置等		
2.38	Rの濃縮水処理設備		
2.39	第二モバイル型ストロンチウム除去装置等		
2.40	放水路浄化設備		
2.41	放射性物質分析・研究施設 第1棟		
2.42	大型機除染設備		
2.43	油処理装置		
2.44	放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設複固体廃棄物焼却設備)		
2.45	大型廃棄物保管庫		

III 特定原子力施設の保安	第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)		1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置	
	第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)		5号炉及び6号炉に係る保安措置	
	第3編(保安に係る補足説明)	1 運転管理に係る補足説明	1.1 巡視点検の考え方 1.2 火災への対応 1.3 地震及び津波への対応 1.4 豪雨、台風、竜巻への対応 1.5 5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の運転管理について 1.6 安全確保等の運転責任者について 1.7 1~4号機の滞留水とサブドレンの運転管理について 1.8 地下水ドレンの運転管理について	
		2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明	2.1 放射性廃棄物等の管理	
IV 特定核燃料物質の防護	第3編(保安に係る補足説明)	3 放射線管理に係る補足説明	3.1 放射線防護及び管理	
		4 保守管理に係る補足説明	4.1 保全計画策定の考え方 4.2 5-6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の保守管理について	
V 燃料デブリの取出し・廃炉			燃料デブリの取出し・廃炉	
VI 実施計画の実施に関する理解促進			実施計画の実施に関する理解促進	
VII 実施計画に係る検査の受検			実施計画に係る検査の受検	
別冊			1	
			2	
			3	
			4	
			5	
			6	
			7	
			8	
			9	
			10	
			11	
			12	
			13	
			14	
			15	
			16	
			17	
		18		
		19		
		20		
		21		
		22		
		23		
		24		

【相談事項】

「措置を講ずべき事項」における解体・撤去に関する解釈と
実施計画における対応について

2020年7月14日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

- 「措置を講ずべき事項」において施設の解体・撤去の方法を実施計画に記載するよう、定められている※が、この対象範囲について規制当局と合意の上、対応したい。

※VI.実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項 抜粋
安全上重要な設備の設置又は変更の工事を行う際はその設計及び工事の方法について、核燃料物質その他の放射性物質に汚染されている可能性のある施設等を解体・撤去する際はその方法について、実施計画に記載すること。

■ 当社解釈

- 当該事項の主旨の一つには、特定原子力施設制度（特別な処置が必要な状態）で行われた工事により、設置許可・工事計画が適用除外されていた期間に、施設の状況が大きく変化することが考えられるため、実施計画に履歴を残すことで、通常規制に戻った際に、円滑に移行できるようにとの考えがあったと認識。
- ただし、その対象範囲について明記されたものはない。

■ 提案事項

- 今後の震災前既設設備の解体・撤去工事の実施計画の反映については、下記範囲を原則としたい。なお、特定原子力施設制度適用前に応急対応で撤去した設備等、既に撤去した設備については対象としない。
- また、実施計画への反映時期については、既認可内容の準拠等、各工事の対応・特徴を鑑み、適宜規制当局に相談しながら進める。

対象範囲	設置許可本文 5 号の記載設備
妥当性	廃止措置計画の対象施設も上記のレベルで記載されており、規制見直しにより、当該内容を実施計画に反映する福島第一においても妥当と考える